

23年度

一般会計暫定予算が
延長されました

7月20日に開催された平成23年第4回市議会臨時会に暫定予算の補正予算案を提出し、同日可決されました。

この結果、9月までを期間として引き続き暫定予算を執行することとなりました。

なお、年間の予算案は、9月に開催される第3回市議会



児童扶養手当・
特別児童扶養手当
申請はお済みですか

次の要件に該当する方で、まだ手当を受けていない方は子育て支援課(市役所2階)へ申請をしてください。

児童扶養手当

【支給対象となる方】市内に住で、次のいずれかに該当する児童を養育している父親か母親、または養育者

- ①父母が離婚した児童②父または母が死亡した児童③父または母が重度の障害を持つ児童④父または母が生死不明の児童⑤父または母に1年以上上遺棄されている児童⑥父または母が1年以上拘禁されている児童⑦母が婚姻しないで生まれた児童

※父親・母親・養育者が老齢福祉年金以外の年金を受給

定例会に再度提出する予定です。詳しくは財政課☎470・7706へ。

できるときは、児童が父親または母親に支給される年金の加算対象になっているとき、児童が児童福祉施設などに入所しているときなど、対象にならない場合があります。

【支給期間】対象児の年齢が18歳に達した日の属する年度末まで(対象児が中度以上の障害を有するときは20歳未満)

特別児童扶養手当

【支給対象となる方】市内に住で、次のいずれかに該当する20歳未満の障害児を養育している父親・母親または養育者

- ①知的障害(愛の手帳1・3度程度)がある児童②身体障害(身体障害者手帳1・3級程度)がある児童③前記①②と同程度の疾病もしくは身体または精神の障害がある児童

※対象児が障害を理由とする公的年金を受給している場合などは対象となりません。

なお、申請には指定の診断書の提出が必要ですが、省略できる場合があります。

現況届の提出をお忘れなく

児童扶養手当と特別児童扶養

児童扶養手当を振り込みます

23年4月～7月分の児童扶養手当を8月12日(金)に、指定預金口座に振り込みます。

児童扶養手当・特別児童扶養手当額が改定されました

児童一人当たりの児童扶養手当・特別児童扶養手当額が8月期支払い分から改定されました。

【児童扶養手当】全部支給=4万1,720円→4万1,550円▼一部支給=9,850円～4万1,710円→9,810円～4万1,540円

※なお、多子加算については変更ありません。

【特別児童扶養手当】1級=5万750円→5万550円▼2級=3万3,800円→3万3,670円

詳しくは子育て支援課☎470・7736へ。



心身障害者福祉手当・
特別障害者手当など
所得制限限度額が
据え置かれます

心身障害者福祉手当および障害者福祉手当の所得制限限度額は、下表の通り8月以降も据え置かれます。

上で、次のいずれかに該当する方。身体障害者手帳1・2級の方▽愛の手帳1・3度の方▽脳性まひ、または進行性筋萎縮症の方。ただし、65歳を超えて新たに障害者となった方と施設に入所している方は受給できません②障害者福祉手当Ⅱ市内に住所のある、次のいずれかに該当する方。身体障害者手帳1・4級の方▽愛の手帳1・4度の方▽脳性まひ、または進行性筋萎縮症の方。ただし、児童育成手当の障害者手当・心身障害者福祉手当・難病者福祉手当との併給はできません。また、施設に入所している方と65歳以上の方で介護保険サービスを利用している方は受給できません

特別障害者手当など

特別障害者手当・障害児福祉手当の所得制限限度額が下表の通り据え置かれます。

【所得制限限度額】本人所得が360万4000円。扶養親族などが1人増すごとに38万円を加算します(下表参照) ※扶養親族などのうち、老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある場合は、1人に付き25万円を加算します。

【対象】①心身障害者福祉手当Ⅱ市内に住所がある20歳以下の方、さらに食事代などが減額される場合があります。

国民健康保険限度額適用
認定証と標準負担額減額

認定証を交付します

70歳～74歳の被保険者で市民税非課税世帯の方

申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付が受けられます。

この「認定証」を保険医療

機関などに提示することにより、入院時に支払う自己負担限度額と食事代などが減額されます。

②70歳未満の被保険者の方が入院する場合

長期入院の場合

過去12カ月の入院日数が90日を超える市民税非課税世帯

7322へ。

障害者手当等所得制限限度額表 (単位:千円)

所得の区分	扶養親族などの数(人)					
	0	1	2	3	4	5
本人所得	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504
扶養義務者など所得	6,287	6,536	6,749	6,962	7,175	7,388

住宅手当を支給します

住宅と就労機会の確保に向けた支援

この「住宅手当緊急特別措置事業」は、失業・離職者であり就労意欲や能力のある方のうち、住宅を喪失している方、または喪失のおそれのある方に対して、住宅手当を支給することにより、住宅や就労機会の確保に向けた支援を行うものです。

支給対象者は次の①～⑧の全てに該当する方です。

①19年10月1日以降に離職した方②離職前は主として生計を維持していた方③就労能力と常用就職の意欲があり、ハローワークへ求職の申し込みを行う方④住宅を喪失または失うおそれがある方⑤原則として収入が無い方(臨時収入がある場合は

福祉課(市役所1階)へ提出してください。

【対象】①特別障害者手当Ⅱ20歳以上で身体・内部または精神に著しい障害があり、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度程度の障害が重複している在宅の方②障害児福祉手当Ⅱ20歳未満で、身体・内部または精神に著しい障害があり、身体障害者1級程度または愛の手帳1度程度の方。該当すると思われる方は申請してください。

詳しくは同課☎470・7747へ。

福祉課(市役所1階)へ提出してください。

【対象】①特別障害者手当Ⅱ20歳以上で身体・内部または精神に著しい障害があり、身体障害者1級程度または愛の手帳1度程度の方。該当すると思われる方は申請してください。

詳しくは同課☎470・7747へ。

福祉課(市役所1階)へ提出してください。

【対象】①特別障害者手当Ⅱ20歳以上で身体・内部または精神に著しい障害があり、身体障害者1級程度または愛の手帳1度程度の方。該当すると思われる方は申請してください。

詳しくは同課☎470・7747へ。

福祉課(市役所1階)へ提出してください。

【対象】①特別障害者手当Ⅱ20歳以上で身体・内部または精神に著しい障害があり、身体障害者1級程度または愛の手帳1度程度の方。該当すると思われる方は申請してください。

詳しくは同課☎470・7747へ。

福祉課(市役所1階)へ提出してください。

【対象】①特別障害者手当Ⅱ20歳以上で身体・内部または精神に著しい障害があり、身体障害者1級程度または愛の手帳1度程度の方。該当すると思われる方は申請してください。

詳しくは同課☎470・7747へ。

福祉課(市役所1階)へ提出してください。

【対象】①特別障害者手当Ⅱ20歳以上で身体・内部または精神に著しい障害があり、身体障害者1級程度または愛の手帳1度程度の方。該当すると思われる方は申請してください。

23年度
東久留米市奨学生
(給付)を募集します

市では、勉学意欲がありながら経済的理由により就学が困難な方を対象にした、東久留米市奨学生(給付)の募集を行います。

【応募資格】市内に居住し、高等学校(高専・専修学校を含む)などに在学している方

【給付期間】高等学校などの正規の修業年限以内(毎年申請が必要)

【給付金額】私立(月額)1万円▽国・公立など(月額)5000円

0・7775へ。

【審査基準と採用結果】申込者の勉学意欲(人物・学業ともに優秀であること)、申込者の属する世帯の方全員の収入などを審査の基準とします。

採用結果は奨学資金運営委員会での審査後、申込者にお知らせします

申し込みは土曜・日曜日、祝日を除く8月1日(月)～19日(金)の午前8時半～午後5時15分(正午～午後1時を除く)に受け付けます。

詳しくは同課☎470・7775へ。